

吹田民主商工会

いんぷおめ〜しょん



吹田市川園町20-1
 TEL (06) 63863-2211
 FAX (06) 63862-8160
<http://www.suita-minsyou.com>
 main@suita-minsyou.com

改正電子帳簿保存法の施行について

11月に法人の会員さんから「来年から領収書や請求書は紙ではなくてパソコン等のデータで発行しないといけないと聞いたが本当ですか？」という問い合わせをいただきました。これは勘違いでそんなことはありません。これから請求書・領収書・レシートは紙で発行しても大丈夫です。おそらく電子帳簿保存法が改正され来年から施行されることに伴って伝聞するうちに変わってしまったものだと思います。

電子帳簿保存制度の届出が不要に

事業に関わる帳票や帳簿は紙で保存することとされていますが、税務署に届出し認可を受けることによりパソコンなどの電子データで保存することが許可されています。それが来年1月1日から緩和され届出が不要となります。当然のことですがパソコン上のデータは容易に変更できるので、それを防止するために定められたルールも守ることが求められます。紙と電子データどちらで保存するかは一長一短もありますが、小規模事業者にとって電子帳簿保存制度を利用するのはそれなりに事務負担が発生します。

受け取った電子データは印刷して保存ができませんになります(2年間猶予の見込み)

ところが今回の改正は紙で保存している事業者にも影響が出ることから問題になっています。これまで電子メール等で請求書を受け取った場合はそれを印刷して紙で保存することができましたが、改正法では電子で受け取った帳票は電子データでのみ保存することとされました。紙で印刷して保存することができなくなります。当然変更できないようにするルールや、日時・金額・取引先の範囲を指定して検索できるようにする仕組みを導入することも求められます。これらを整えるためにはソフトウェアや月額制クラウドサービス利用等の新たな設備投資が必要になります。電子データでやり取りした場合だけが対象になるため、パソコン等で作成した帳票でも紙に印刷して送れば電子保存の必要はありません。なおこの法改正は周知が遅れたことから急遽、2年間の猶予が設けられる見込みです。

電子保存制度利用は慎重に

実際、紙と電子データで保存するのは一長一短があります。これまで会員さんが税務調査を受けた際に、自らが発行した請求書等をパソコンだけで保存していたところ、そのパソコンが壊れて消えてしまったということが何度もありました。紙で保存するとかさばるなどの問題もあります。が、火災や汚損等がなければ長期間の保存ができます。(感熱紙のレシート等には取扱いの注意が必要です) 電子データでは保管場所が事実上必要なくなりますが、ネットワークハードディスクやUSBメモリなど外部メディアでのこまめなバックアップが必要です。もちろんデータの管理は

電子帳簿保存法の規定を守らなければなりません。特に検索機能を求めている点は、機器に取扱いマニュアルの備え付けも求めていることなど、税務署側の調査をやりやすくするためです。届出が必要なくなったからと電子保存制度を安易に利用のではなく、よく検討する必要があります。

伝言板

年末調整実務会

12月21日(火)	14時00分	民商会館
12月23日(木)	19時00分	民商会館
1月7日(金)	14時00分	民商会館
1月7日(金)	19時00分	民商会館
1月17日(月)	19時00分	民商会館

令和3年分の各申告書と徴収簿を揃えてご参加ください

大阪府中小法人・個人事業者等に対する一時支援金申請期間 12月24日(月)まで

年末年始の事務所休業について

年末年始に伴い12月29日〜1月4日の期間、事務所を休業させていただきます。会員の皆様にはご不便をおかけしますが、ご了承下さいますようお願いいたします。

事業復活支援金について(再掲)

政府が新たな経済対策として55・7兆円の財政措置を6日の臨時国会で提出しました。うち中小企業向けの「事業復活支援金」は約2.8兆円が充てられます。

売上減少要件が緩和

売上金額の減少要件がこれまで5割以上とされていたところ、3割以上でも支給対象に緩和されました。しかし対象となる売上が11月〜来年3月と本来に厳しかった10月以前が対象とされています。

支給額は持続化給付金の半分

また最大250万円の支給は売上金額5億円以上の中小法人のことで、個人事業者は最大50万円、売上1億円未満の中小法人は最大100万円と昨年の持続化給付金の半分しか支給されません。(売上減少3割以上の場合、支給上限はその6割となります)

「事前確認」の手続きが必要

一時支援金・月次支援金に引き続き、なりすまし対策として「事前確認」の手続きが必要とされています。そのため金融機関や専門家(行政書士・税理士・経営診断士等)、商工会議所などで認証を受けなければなりません。

開始時期は未定です

「補正予算成立後、所要の準備を経て申請受付開始予定」とだけ発表されているため、詳細が分かり次第お知らせするようにします。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共々！